



新潟県

新潟県臨時的任用職員募集のお知らせ

平成26年2月28日
新潟県工業技術総合研究所

受付期間	平成26年2月28日（金） ～ 3月17日（月）
考 査 日	平成26年3月21日（金・休日）

●工業技術総合研究所で勤務する臨時的任用職員を募集します。

- ・ 臨時的任用職員 : 正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員です。
- ・ 業 務 内 容 : 原則として正規職員と同様の業務に従事します。
- ・ 勤 務 期 間 : 平成26年4月1日～平成26年9月30日
※ 更新により最長1年まで延長する場合があります。
※ なお、事情により代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。

1 採用職種・人数等

職 種	人数	業 務 内 容	勤務場所
工業技術研究 (機械)	1 名	研究開発業務等	工業技術総合研究所（新潟市）

2 応募の資格

(1) 資格又は免許等

職 種	資 格 要 件
工業技術研究 (機械)	次の各号のいずれかに該当する人 (1) 大学院の機械工学系又は精密工学系に関する研究科を修了し、大学の研究室又は民間企業等において機械工学又は精密工学に関する実務経験を有する人 (2) 大学の機械工学系又は精密工学系に関する課程を卒業し、大学の研究室又は民間企業等において機械工学又は精密工学に関する実務経験を2年以上有する人

※ 平成26年3月31日までに要件の資格を取得見込みの人・卒業見込みの人でも応募できますが、取得見込みの資格等を取得できなかった場合は、採用できません。

(2) その他

- ア 県で勤務した経験のない人を優先して採用します。
- イ 県の臨時的任用職員、非常勤嘱託員又は非常勤職員(以下「臨時職員等」といいます。)として勤務することができる期間は通算して5年までとなりますので、臨時職員等として通算5年勤務した人は応募できません。
また、当所で臨時的任用職員として勤務できる年数は通算して3年までとなりますので、当所で臨時的任用職員として通算3年勤務した人は応募できません。
- ウ 現在、県の臨時的任用職員である人も応募することができますが、採用の時点において、県の臨時的任用職員の職を退職後1暦月以上経過していることが必要です。
- エ 当所で非常勤嘱託員又は非常勤職員として勤務したことがある人も応募できますが、採用の時点において、当所の非常勤の職を退職後1年以上経過していることが必要です。

オ 次のいずれか(地方公務員法第16条で規定する欠格条項)に該当する人は受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 考査の実施

(1) 考査当日の受付

日 時	受 付 会 場	住所・電話番号
平成26年3月21日(金・休日) 〔 時間は別途連絡します 〕	新潟県工業技術総合研究所 1 階 総務課	新潟市中央区鑑西 1-11-1 Tel 025-247-1301

(2) 選考考査の方法

項 目	内 容
面接考査 〔 受付後に宣誓書、質問票に必要事項を記入・ 押印していただきます。 〕	臨時的任用職員としての適性等について、 一人ずつ順番に面接考査を行います。

(3) 合格者の決定

合格者は、面接考査の成績により決定します。

(4) 受験にあたっての注意事項

- ア 当日は、受付時間までに直接会場においでください。遅刻者は受験できません。
- イ 鉛筆、消しゴム、黒のボールペンを必ず持参してください。
- ウ 自家用車での来所も可能ですが事故、駐車中の盗難等には責任を負いません。
- エ ごみは、各自持ち帰ってください。

4 合格者の発表

選考考査の結果(合否)は、平成26年3月下旬に、郵送で通知します。

5 個人情報の開示について

この考査の結果については、新潟県個人情報保護条例第25条の規定に基づき、次のとおり口頭で開示請求をすることができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接開示場所へおいでください。なお、電話による請求はできません。

開示請求 できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開示時間	開 示 所
選考考査 の受験者	選考考査の総合ランク	選考考査の結果(合否) 通知日から1か月間	午前8時30分から 午後5時15分まで	工業技術 総合研究所

6 臨時的任用職員の勤務条件

(1) 勤務時間等

- ア 勤務日 月曜日から金曜日まで
- イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時まで休憩)

(2) 給料(月額)

職種、学歴、勤務経験等によって異なりますが、大学新卒者(22歳)の場合、概ね月額172,200円です。

(3) 諸手当

- ア 時間外勤務手当、休日給を支給します。
- イ 期末手当、勤勉手当、住居手当(借家・借間の場合に限る。)及び通勤手当については、勤務期間に応じて支給します。

(4) その他

臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される地方公務員であるため、一般の職員と同様、次のような行為は禁止されています。

- 〔例〕・職務上知り得た秘密を漏らすこと
・許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること 等

7 申込手続

(1) 申込方法	次のいずれかの方法により、申込書類を下記(5)の申込先まで持参又は郵送してください。 ア ハローワークを通じて申し込む場合 (ア) 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの (イ) ハローワークから交付される紹介状 イ 県に直接申し込む場合 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの ※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用選考 査申込」と朱書してください。 ※ インターネットやメール等で、直接申込を行うことはできませんので、必ず持参又は郵送で提出してください。
(2) 添付書類	「資格要件」を証明する書類が必要ですので、次のいずれかを必ず添付してください。 ①資格免許証(写し) ②資格を証明する書類(原本) ③卒業・成績証明書(原本)
(3) 申込受付期間	平成26年2月28日(金)から平成26年3月17日(月)まで ※郵送の場合は3月17日必着
(4) 持参の場合の 申込受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
(6) 問い合わせ先 及び申込先	新潟県工業技術総合研究所 〒950-0915 新潟市中央区鑑西1丁目11-1 電話 025-247-1301(直通)

考查会場案内



新潟駅南口からの行き方

- ・徒歩の場合：新潟駅南口から徒歩15分
- ・バスの場合：新潟交通「新潟駅南口」で乗車し3つめの「鑑」で下車・徒歩2分。(系統No.520 521 570 530 531 532に乗車にこと)
- ・いずれの場合もバス停近くの交差点(自動車学校前)の案内版に従い、テクノスクール、工業技術総合研究所方面へ。